


# 仕 様 書

件 名	令和7年度石綿含有調査役務	作成年月日	令和7年2月 3 日
		所 属	業務隊管理科営繕班
		作成者	防衛技官 小野麻衣 

## 1 調査場所

- (1) 陸上自衛隊湯布院駐屯地  
大分県由布市湯布院町川上9 4 1
- (2) 陸上自衛隊湯布院駐屯地日出生台演習場  
大分県玖珠郡玖珠町大字日出生
- (3) 陸上自衛隊湯布院駐屯地並柳宿舎  
大分県由布市湯布院町川上6 1 8 番地3
- (4) 陸上自衛隊湯布院駐屯地中川宿舎  
大分県由布市湯布院町中川8 2 8 番地2
- (5) 陸上自衛隊湯布院駐屯地地谷宿舎  
大分県由布市湯布院町川北1 2 8 6 番地1
- (6) 陸上自衛隊湯布院駐屯地川南宿舎  
大分県由布市湯布院町川南3 4 2 番地1

## 2 調査概要

湯布院駐屯地、日出生台演習場及び宿舎で実施する工事・役務において「石綿含有建材が使用されているか否かの事前調査」に伴う試料採取・分析が必要となった場合に、以下の調査役務を実施する。

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (1) 試料採取・分析調査              | 予定数量 10 検体 |
| (2) 調査報告書作成・提出（工事・役務ごとに作成） | 予定数量 5 件   |

## 3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の他、大気汚染防止法等、関係諸法令に基づき実施するものとする。
- (2) 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然施工すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (3) 作業は既存施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は請負者の負担において原状復旧するものとする。
- (4) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議のうえ実施するものとする。
- (5) 作業日程は、事前に係官と調整するものとする。
- (6) 本作業に必要な電気、水は原則として請負者が用意するものとする。やむを得ず駐屯地内の電気、水道を使用する場合は、事前に係官と調整の上、請負者において使用料金を負担するものとする。

## 4 特記事項

- (1) 本役務は、必要な知識を有する者に実施させることとし、事前に資格証等の写しを提出すること。
- (2) 試料採取の際は、飛散防止に努め、養生等必要な処置を講じるものとする。
- (3) 資料採取・分析調査が必要ない場合においてもその旨を調査報告書として作成・提出すること。